明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一〇）　一
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一二）　七

〔告示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**四）　二
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**五四）　元
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（**国土交通**一三九）　三

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　三
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○農林水産省令第十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月五日

農林水産大臣　坂本　哲志